

## 中山間地域基盤整備加速化事業実施要領

### （事業の趣旨）

第1条 中山間地域は、食料生産をはじめ、国土の保全、水源のかん養、豊かな自然景観の保持、安らぎと潤いの場の提供などの多面的機能を有しており、県民に多くの恩恵をもたらしているものの、基盤整備や担い手への農地集積の遅れから、耕作放棄地が増加するなど多面的機能の低下が懸念されている。

そこで、中山間地域において、担い手への農地集積や新たな担い手確保などの取組に応じて基盤整備の農家負担を軽減する「中山間地域基盤整備加速化事業」（以下「本事業」という。）を実施し、基盤整備の加速化や農地集積の推進、耕作放棄地の発生防止、さらには中山間地域の持続的発展に資する。

### （事業の実施）

第2条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### （事業実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、市町村とする。

### （事業の内容）

第4条 本事業の内容は次のとおりとする。

#### 1 促進費の交付

##### （1）農地集積促進費

事業実施主体は、中山間地域における担い手への農地集積を目的に、新たな担い手の確保、農地中間管理機構への農地の貸出し等に応じ、基盤整備（ほ場整備）に係る農家負担軽減のための農地集積促進費を、交付対象者に交付する。

##### （2）基盤整備促進費

事業実施主体は、基盤整備の加速化を目的に、事業採択時点における負担割合とは異なる負担割合の国補助事業を活用した場合に増加する農家負担を軽減するための基盤整備促進費を交付対象者に交付する。

#### 2 本事業の交付対象となる基盤整備事業

本事業の交付対象となる基盤整備事業（以下「交付対象事業」という。）は、県営中山間地域総合整備事業のうち、農地集積促進費については、別表1の（1）の国補助事業を活用する

場合とし、基盤整備促進費については、別表1の(2)の国補助事業を活用する場合とする。

### 3 交付する促進費の算定

- (1) 農地集積促進費は、交付対象事業の当該年度に要する事業費に、別表2の(1)の各助成割合の合計値を乗じて算定するものとする。ただし、助成割合の合計値は、農家負担である5%を上限とする。
- (2) 基盤整備促進費は、交付対象事業の当該年度に要する事業費に、別表2の(2)の助成割合を乗じて算定するものとする。

### 4 促進費の使途

促進費は、交付対象事業の工区(受益地)に関係する地権者、耕作者等が支払う事業分担金に充当するものとする。

### 5 交付期間

促進費は、交付対象事業の実施期間において毎年度交付するものとする。

### 6 交付対象者

事業実施主体が交付する対象者は、農家分担金を徴収する土地改良区又は事業実施集落組織等とする。

なお、市町村において交付対象事業に係る農家負担金を徴収し、県に納入する場合等においては、市町村は交付対象者に促進費を交付することなく、その負担金に充てることができるものとする。

(事業の採択要件)

第5条 本事業の採択要件は、次のとおりとする。

#### 1 農地集積促進費

- (1) 担い手への農地集積、新たな担い手確保などを定めた「中山間地域農地集積促進事業計画書」が策定されていること。
- (2) 人・農地プランが作成され、担い手の位置付けが明確にされていること(又は見込みがあること)。

#### 2 基盤整備促進費

- (1) 機構と連携することなどを定めた「農地中間管理機構との連携概要」(農地耕作条件改善事業実施要領別記様式第1号を準用)が策定されていること。
- (2) 機構が指定する重点実施区域であること。(又は見込みがあること)

(事業の実施手続)

第6条 本事業のうち農地集積促進費に取り組むための実施手続は次のとおりとする。

#### 1 中山間地域農地集積促進事業計画書の作成等

- (1) 本事業を実施しようとする市町村長は、「中山間地域農地集積促進事業計画書」(別記第

1号様式) (以下「集積促進計画書」という。) を、別に定める作成要領に基づき作成するものとする。

(2) 集積促進計画において設定する目標年度は、交付対象事業の完了年度から3年以内とする。

## 2 集積促進計画の承認申請

上記1の(1)の集積促進計画書を作成した市町村長は、「中山間地域農地集積促進事業計画承認申請書」(別記第2号様式)に集積促進計画書を添付し、交付対象事業の計画策定を所管する広域本部農林(水産)部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

## 3 集積促進計画の承認等

(1) 部長は、上記2の規定により提出された集積促進計画書が事業の採択要件を満たすとともに、かつ、事業計画の達成が目標年度までに確実であると見込まれることなどを確認のうえ、意見を添え事業実施年度の前年度の1月末日までに知事に提出するものとする。

(2) 知事は、集積促進計画書の提出があった場合は、集積促進計画書が第5条の事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が目標年度までに確実であると見込まれる場合には、その計画の承認を行うものとする。

## 4 集積促進計画の重要な変更

(1) 市町村長は、知事の承認を受けた事業計画の重要な変更を行う場合には、上記1及び2の規定に準じて、集積促進計画書を変更するとともに、「中山間地域農地集積促進事業計画変更承認申請書」(別記第2号様式の2)に農地集積促進変更計画書(別記第1号様式を準用)を添付のうえ、交付対象事業の実施を所管する部長又は地域振興局農林部長(以下「振興局部長」という。)に提出するものとする。

部長又は振興局部長は、上記3の規定に準じ事業実施年度の前年度の1月末日までに知事に提出するものとする。

なお、重要な変更とは次の(ア)～(ウ)に掲げる事項に該当する場合とする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 交付対象事業の実施期間の変更等に伴い目標年度を延長する場合

(ウ) 集積促進計画で定めた項目の目標値を変更する場合及び設定項目を追加又は削除する場合

(2) 知事は、集積促進変更計画書の提出があった場合は、上記3の(2)の規定に準じ、その計画の承認を行うものとする。

(事業実施計画の提出及び承認)

第7条 事業実施計画の提出及び承認は次のとおりとする。

## 1 事業実施計画の承認申請

市町村長は、本事業を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書に次を「中山間地域基盤整備加速化事業実施計画書(別記第3号様式)」を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

## 2 事業実施計画の変更申請等

次に掲げる計画書及び実績書の様式は、別記第3号様式を準用する。

- (1) 要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- (2) 要項第6条第2項第1号の事業計画書
- (3) 要項第8条第2項の事業変更計画書
- (4) 要項第13条第2項第1号の事業実績書

(集積促進計画の達成状況報告)

第8条 農地集積促進費による事業の実施主体は、第6条に規定する集積促進計画に定めた事項の達成状況を、交付対象事業に着手した年度から目標年度までの毎年度その状況を調査し、知事に報告しなければならない。なお、報告様式は別記第4号及び5号様式とし当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

(目標未達成の場合の措置)

第9条 事業実施主体は、目標が達成できなかった場合、交付した促進費の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、知事が、自然災害その他やむを得ないと認める場合は、促進費の返還を免除することとする。

(事業の推進体制等)

第10条 交付対象事業の事業実施を所管する部長又は振興局部長においては、推進体制を整備し、本事業の適正かつ効果的な実施、集積促進計画の達成に向けた指導を行うものとする。

また、本事業の実施に当たっては、「くまもと農地GIS」の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(助成)

第11条 知事は、この要領に基づいて事業実施主体が交付する促進費のうち、農地集積促進費については1/2以内、連携促進費については全額を予算の範囲内において助成するものとする。

(その他)

第12条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成27年年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）年3月31日から施行する。